

国の沖縄県に対する執行停止に関する声明

- 1 沖縄辺野古への新基地建設を巡り、昨日、林農林水産大臣は、翁長知事が防衛省沖縄防衛局に対して出した作業停止指示の効力を「裁決があるまで停止する」との決定を行った。
- 2 まずもって、国は自分が工事請負業者にならないとしているが、県知事の指示を無視して、農水省にいきなり執行停止を求めるなど、民間の一事業者としては到底ありえない行動である。
- 3 一般に、事業者の行為に、許可権者からみて、例えば許可区域を守らずに工事をしたとか、許可していない工事内容・方法を施したとか、あるいは許可の想定しない事態を惹き起こしたと判断される場合には、許可の取消が行われるのが当然であろう。正式取消の前であっても、事業者は、県当局からその指摘を受ければ、ただちに、工事を一時中止し、当局に十分な説明をするとか、施工方法を変えるとかの具体的な協議を進めていくのが当然ではないか。
しかし、今回、国はそのような協議をすることもなく、県の要請、指示に耳を貸さず、工事を強行し、既成事実を積み上げようとしているが、全く理解しがたい。
- 4 今回、甚だしい被害を受けたサンゴ礁は、はかり知れない永い年月を経て生育してきたものである。県が海底調査のため作業停止を指示しているのを無視してまで、国が前のめりになって工事を急ぐ必要はいささかもない。沖縄県の意向を十分に尊重すべきであって、海底の現状を変更するような工事を強行することは許されない。県知事の作業停止指示を無効という農林水産相の決定こそ違法かつ無効というべきである。
- 5 辺野古新基地ノーは、オール沖縄の民意である。これを問答無用で踏みこじり、強権をむき出しにして工事を強行する安倍政権の姿勢に強く抗議する。私たちは、新基地建設阻止の公約を進める翁長知事を全面的に支持し、安倍政権による新基地建設強行に反対するたたかいを強めていきたい。

2015年3月31日

自由法曹団 団長 荒井 新二